

# 1 西口駅前広場周辺の現況

## (7) 街路灯について

### [現況の要点整理]

- 統一されていない街路灯（デザイン、形状）
- 歩行者の移動のための照明設備

### [検討課題]

- ◇全体デザインでの照明の演出
- ◇歩行者の動線にあわせた照明の演出



西側スペース（交通島）



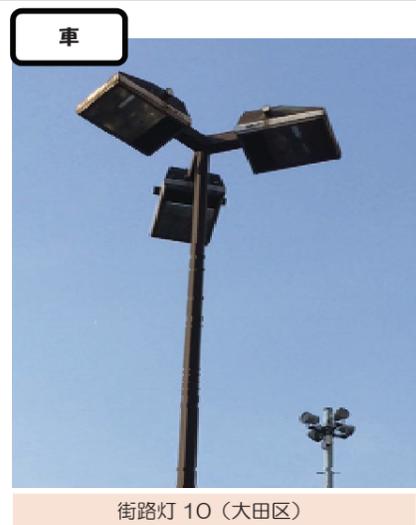
駅前スペース



西側スペース



南側スペース



# 1 西口駅前広場周辺の現況

## (8) 道路（補助37号線、駅街路3号線）について

### [補助37号線 現況の要点整理]

- 幅員 20mの都市計画道路に指定
- 景観計画で「シンボル道路」に位置づけられている
- 沿道にバス乗車スペースがある
- 狭い歩道（バス乗車場付近）

### [検討課題]

- ◇将来の道路ネットワークを踏まえた道路機能のあり方
- ◇歩道の拡幅手法
- ◇植栽配置の考え方

### [駅街路3号線 現況の要点整理]

- 幅員 18mの都市計画道路に指定
- 車道を歩行者が横断
- 緑が少ない
- 沿道にバス降車スペースがある

#### 補助37号線（幅員20m）

池上線先の自転車駐車場



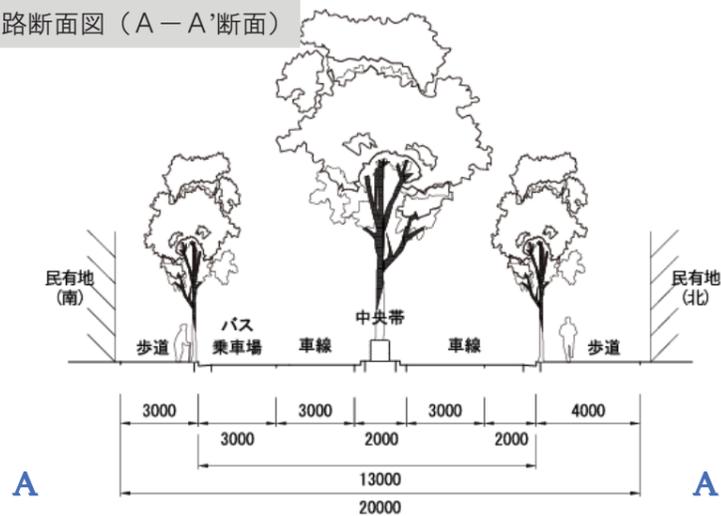
バス乗車場付近



中央分離帯  
（駅前広場周辺）



道路断面図（A-A'断面）



駅前広場から補助37号線を見る



駅前広場から駅街路3号線を見る



#### 駅街路3号線（幅員18m）

多摩堤通り交差点付近



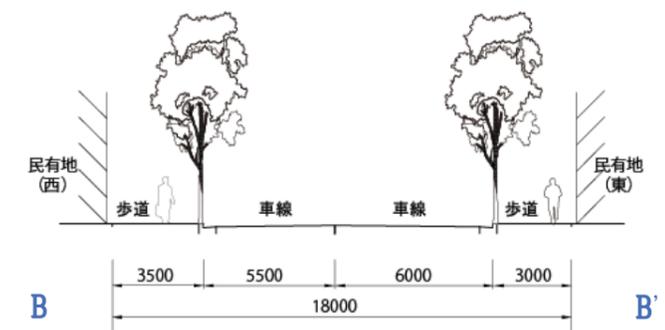
バス乗車場付近



3番街区横断歩道



道路断面図（B-B'断面）



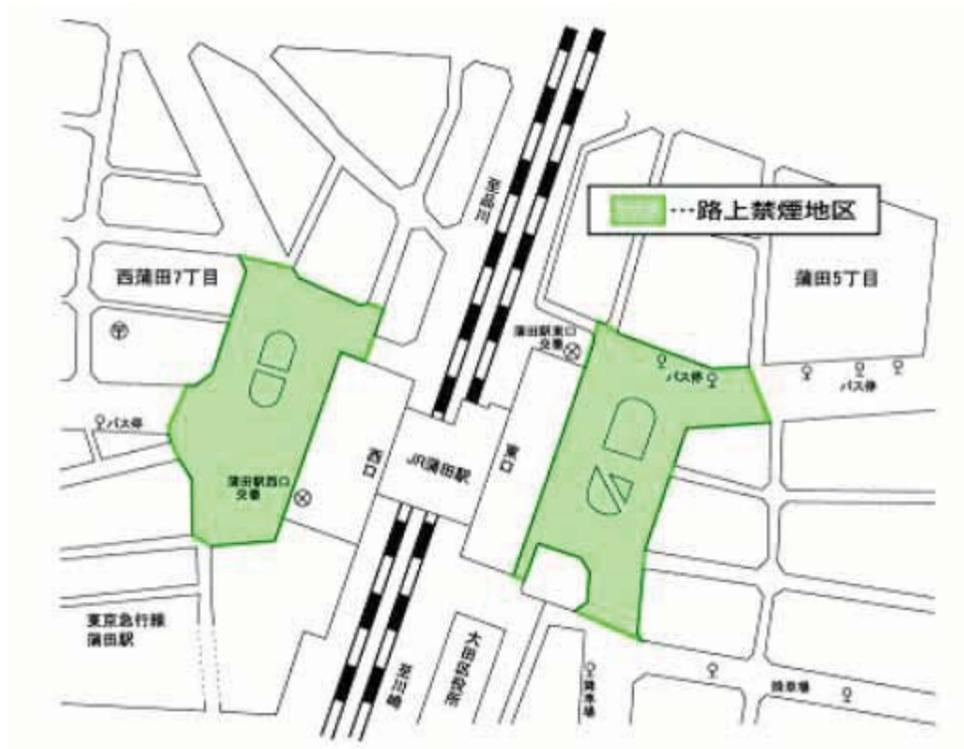
# 1 西口駅前広場周辺の現況

## (9) 駅前広場周辺の利用規制について

### ① 路上禁煙地区の指定について

#### JR 蒲田駅東西口の駅前広場を路上禁煙地区に指定

- ・「清潔で美しい大田区をつくる条例」により 区内全域で「道路、公園、その他の公共の場所で、歩行中(自転車に乗りながら)の禁煙に努めなければならない」と定めしました。
- ・第8条(路上喫煙禁止地区)
  - ・人の往来が激しく、タバコの吸殻の散乱が著しい地区を「路上禁煙地区」とし、この地区内での喫煙や吸い殻のポイ捨てを禁止します。



ここでの違反者に対して区が罰則を適用できるように決めました。  
 この条例を多くの方々に知っていただき、理解を得ることが大切ですので、罰則はすぐに適用するのではなく、当面は積極的に啓発活動を行います。  
 人ごみでの喫煙は迷惑、危険ですので路上禁煙地区以外でもやめましょう。

### ② 自転車等放置禁止区域の指定について

#### 蒲田駅周辺を自転車等放置禁止地区に指定

- ・大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」に規定する「自転車等放置禁止区域・自転車等放置禁止区域に準じる区域(条例第9条・第10条)」に指定



凡例	
自転車等放置禁止区域 (条例第9条による)	区役所
自転車等放置禁止区域 (条例第10条による)	特別出張所
自転車等駐車場 (区民)	その他公営施設
自転車等駐車場 (民間)	官公署
	郵便局
	警察署
	消防署
	消防出張所
	神社
	寺院
	公立学校
	私立学校
	公立保育園
	私立保育園
	公立幼稚園
	私立幼稚園
	病院

<b>登録制自転車等駐車場</b> 利用にあたり登録手数料(年額制自転車3,000円、原付4,000円)の納付が必要です。
<b>有料制自転車等駐車場</b> 利用にあたり使用料(月額500円~原付3,000円)の納付が必要です。大部分の駐車場で一時的利用ができます。
<b>無料制自転車等駐車場</b> 利用料金は無料です。空きがあればどなたでも利用できます。 ※利用方法の詳細については各まちのみ維持管理自転車対策担当にお問い合わせください。